

裁 決 書

審査請求人

上記代理人

平成25年4月27日付けで行われた審査請求について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定により、次のとおり裁決する。

主 文

が平成25年4月5日付けで審査請求人に対し行った生活保護変更申請却下処分は、これを取り消す。

事 実

（以下「処分庁」という。）は、審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、平成25年4月5日、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第24条第5項において準用する同条第1項の規定により、生活保護変更申請却下処分（以下「原処分」という。）を行った。

請求人は、原処分を不服として、平成25年4月27日、北海道知事に審査請求を行った。

請 求 の 要 旨

請求人は、原処分の取消しを求めて、次のとおり主張しているものと解される。

人工肛門の手入れに必要なシャワー設備の設置に係る費用の支給申請に対して行われた原処分には重大明白な瑕疵があり、無効である。

裁 決 の 理 由

1 認定事実

- (1)
- (2)
- (3)
- (4)
- (5)

[REDACTED]
[REDACTED]
(6) [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

(7) [REDACTED]
[REDACTED]

(8) [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

2 判断

(1) 法の規定等について

ア 法における住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して行うこととし、その範囲として「住居」及び「補修その他住宅の維持のために必要なもの」と規定している（法第14条）。

イ 生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7の4の(2)のアでは、被保護者が現に居住する家屋の畳、建具、水道設備、配電設備等の従属物の修理又は現に居住する家屋の補修その他維持のための経費を要する場合、補修費等住宅維持費を認定することができることとされ、その場合の補修の規模は、社会通念上最低限度の生活にふさわしい程度とされている。

ウ 介護扶助運営要領（平成12年3月31日社援第825号厚生省社会・援護局長通知）第2の2の(6)では、保護の実施機関は、介護扶助の特別基準を設定する必要があると判断した場合には、特別基準の設定に当たり、厚生労働省宛てに情報提供するものとされている。

(2) 原処分について

ア 処分庁は、本件申請に対し、専ら法第14条第2号の「補修その他住宅の維持のために必要なもの」及び局長通知第7の4の(2)のアによる住宅扶助の支給の可否の問題として扱い、原処分を決定している。

しかし、[REDACTED]
[REDACTED]、また、前記1の(3)のとおり、[REDACTED]
[REDACTED]は認められない。

したがって、処分庁は、本件申請に対しては、介護扶助としてシャワーの設置費用の支給ができるかどうかをも検討すべきであつたにもかかわらず、原処分に至るまでの期間に本件意見書に記載された内容について請求人の主治医に更に詳細に意見を聴取し、具体的に人工肛門の管理のため必要な環境を確認するなど原処分の決定を検討するに十分な調査を

行っておらず、原処分には不当な点があると認められる。

イ また、処分庁は、原処分に係る通知書には、その処分理由として「厚生労働省社会・援護局長通知第7-4(2)アに定める、住宅維持費の対象外であるため」とのみ記載されており、他に処分理由が示された事実は認められない。

原処分が申請に対する拒否処分であることを踏まえると、原処分の通知書に付記すべき理由としては、行政手続法（平成5年法律第88号）第8条第1項の規定により、いかなる事実に基づき、いかなる法規を適用して保護の変更申請を却下したかを請求人においてその記載自体から了知しうるものでなければならないところ、本件にあつては、原処分の判断の基準を提示するのみで、根拠となる法の条項、事実関係等の記載がなく、行政手続法第8条第1項の趣旨を満たす内容であるとは到底認められず、原処分の理由の提示には瑕疵があることが明らかである。

ウ 以上のことから、原処分は、その手続において不当な点及び瑕疵が認められることから、その余について判断するまでもなく、取消しを免れない。

よって、主文のとおり裁決する。

平成27年12月10日

北海道知事

高橋 はるみ

